

- 2022年12月、経済安全保障推進法に基づき、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、サプライチェーンの強靱化を図るため、特定重要物資を指定。
- その上で、経済安全保障推進法の基本方針（令和4年9月30日閣議決定）において、経済安全保障の確保に当たっては政府が支援と規制の両面で一層の関与を行う必要がある旨記載されていることも踏まえ、今般、特定重要物資等のサプライチェーン上の保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の「国の安全」等の観点から、外為法上の投資審査の対象に追加。

(特定) 重要物資	審査対象に追加する業種の概要
肥料	特定の肥料原料（りん酸アンモニウム・塩化カリウム）の備蓄を行う業種（肥料輸入業者）
半導体	半導体素子及び半導体製造装置のほか、前・後工程部素材や原料の製造業
蓄電池	リチウムイオン蓄電池（車載用・定置用）、同蓄電池の部品、素材又は製造装置の製造業
永久磁石	武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石や素材の製造業
重要鉱物	重要鉱物の製錬業・精製業
工作機械・産業用ロボット	数値制御ができる金属工作機械製造業、産業用ロボット製造業及び制御関連機器の製造業
船舶関連機器	民生船舶用のエンジン、クランクシャフト、プロペラ及び船舶用ソナーの製造業
抗菌性物質製剤	【対応済み】抗菌性物質製剤製造業 <sup>注2</sup>
航空機部品	【対応済み】航空機部品製造業
クラウドプログラム	【対応済み】ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報・通信機器に関する製造業
天然ガス	【対応済み】天然ガス鉱業・卸売業 <sup>注2</sup>
【特定重要物資に指定されていないものの、「国の安全」等の観点から重要な業種】	
金属3Dプリンター	金属3Dプリンター及び金属3Dプリンター用の金属粉末の製造業
ドローン	無人航空機（ドローン）について、既に指定業種である航空機製造業に含まれる旨を明確化

注1：上記の追加業種についてはすべてコア業種・特定取得の対象。  
 注2：抗菌性物質製剤製造業及び天然ガス鉱業・卸売業については、これまでも指定業種だったが、今般、特定取得等の対象として整理。併せて原油鉱業・石油精製業・備蓄業も同様に措置。  
 注3：コア業種は、事前届出が必要となる業種（指定業種）のうち、国の安全を損なう等のおそれが大きいものとして株式取得等に関する事前届出免除を原則利用できない業種。  
 注4：特定取得とは、外国投資家が国内の非上場の会社の株式又は持分を他の外国投資家からの譲受けにより取得する行為。国の安全を損なう事態を生じるおそれが大きい業種が対象。